

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年11月14日

【四半期会計期間】 第11期第3四半期(自平成23年7月1日至平成23年9月30日)

【会社名】 株式会社ジーエヌアイグループ

【英訳名】 GNI Group Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役代表執行役社長兼CEO イン・ルオ

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿三丁目7番1号

【電話番号】 03-5326-3097

【事務連絡者氏名】 経営管理部 田中 忍

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿三丁目7番1号

【電話番号】 03-5326-3097

【事務連絡者氏名】 経営管理部 田中 忍

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次		第10期 第3四半期 連結累計期間	第11期 第3四半期 連結累計期間	第10期 第3四半期 連結会計期間	第11期 第3四半期 連結会計期間	第10期
会計期間		自平成22年 1月1日 至平成22年 9月30日	自平成23年 1月1日 至平成23年 9月30日	自平成22年 7月1日 至平成22年 9月30日	自平成23年 7月1日 至平成23年 9月30日	自平成22年 1月1日 至平成22年 12月31日
売上高	(千円)	159,558	53,332	118,197	13,300	272,876
経常損失	(千円)	251,627	320,730	5,436	89,049	263,128
四半期(当期)純損失	(千円)	253,608	306,835	5,495	87,272	258,088
純資産額	(千円)			903,041	824,044	915,896
総資産額	(千円)			931,724	1,262,662	961,819
1株当たり純資産額	(円)			8.91	5.32	8.83
1株当たり四半期 (当期)純損失金額	(円)	2.84	3.41	0.06	0.97	2.88
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額	(円)					
自己資本比率	(%)			85.9	38.0	82.5
営業活動によるキャッ シュ・フロー	(千円)	182,528	7,985			130,543
投資活動によるキャッ シュ・フロー	(千円)	1,797	2,945			37,113
財務活動によるキャッ シュ・フロー	(千円)	226,260	64,891			226,260
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(千円)			461,124	531,227	554,894
従業員数	(名)			54	117	61

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期(当期)純損失であるため、記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

当社は、平成23年8月26日付で北京コンチネント薬業有限公司の出資持分比率を51%にし、子会社化いたしました。この結果、当第3四半期連結会計期間末において当社の関係会社は連結子会社3社となりました。

平成23年9月に新薬承認を取得した特発性肺線維症（IPF）治療薬F647の製造設備として、北京コンチネント薬業有限公司を活用する予定です。なお製造を行う為には、別途製造許可を得る必要があり、現在、許可申請に向け準備を行っております。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、以下の会社が新たに提出会社の関係会社となりました。

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有割合（%）	関係内容
(連結子会社) 北京コンチネント薬業有限公司	北京市 シュンイー区	30,530,000 人民元	医薬品開発・製造・販売	51	製造設備を所有

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成23年9月30日現在

従業員数(名)	117(5)
---------	--------

- (注) 1. 従業員数は就業人員を記載しております。
2. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の当第3四半期連結会計期間の平均雇用人員であります。
3. 当社及び連結子会社は、創薬事業会社として同一セグメントに属する事業を行っているため、従業員数は全社共通としております。
4. 従業員数が当第3四半期連結会計期間において58名増加しておりますが、主として平成23年8月26日付で、北京コンチネント薬業有限公司を子会社化したことによるものであります。

(2) 提出会社の状況

平成23年9月30日現在

従業員数(名)	5
---------	---

(注)従業員数は就業人員を記載しております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループの業務は業務の性質上、生産として把握することが困難であるため、記載を省略しております。

(2) 受注実績

当社グループは、受注生産を行っておりませんので、受注状況の記載はしてありません。

(3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績は次のとおりであります。

	金額 (千円)	前年同四半期比(%)
研究開発収入等	13,300	11.2
合計	13,300	11.2

(注) 1 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前第3四半期連結会計期間		当第3四半期連結会計期間	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
和光純薬工業株式会社			4,235	31.8
Eli Lilly and Company			2,001	15.0
イーピーエス株式会社	100,000	84.6		

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間における、本四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在してありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第3四半期連結会計期間（平成23年7月1日から平成23年9月30日まで）において当社グループは前連結会計年度から引き続いて、医薬品開発販売を行う企業として成長を遂げるため、現在保有する創薬候補物の市場化を目指し、治験を着実に進めていくことを重要な経営課題としております。

特発性肺線維症・放射線性肺炎治療薬 F647

中国において、商品化に最も近い創薬候補物であるF647（一般名：ピルフェニドン）については、特発性肺線維症（IPF）治療薬、並びに放射線性肺炎（RP）治療薬という2つの適応症がありますが、そのうち特発性肺線維症（IPF）治療薬において9月に中国では初となる中国国家食品薬品监督管理局（SFDA）の新薬承認を取得いたしました。さらに製造販売を行う為には、新薬承認の他、製造販売許可の取得も必要となるため医薬品製造品質管理基準であるGMP認定を得た製造設備を自社内で準備する必要があり、8月26日に中国法人北京コンチネント薬業有限公司（BC社）を子会社化し、製造販売許可申請の準備を行っております。一方、放射線性肺線維症治療薬（RP）も良好な臨床試験の結果を受け、さらなる有効性と安全性を確かめるために第3相臨床試験を計画しております。

肝線維症治療薬 F351

これらに続く創薬候補物のF351は、イーピーエス株式会社（東証一部上場企業）との合弁会社であるGNI-EPH Pharmaceuticals, Incにて中国における第2相臨床試験の準備を進めております。また、当社は中国、オーストラリア、カナダ、米国並びに日本の5カ国でF351の特許権を取得しております。

急性肝不全・慢性肝不全急性化治療薬 F573（旧F1013）

肝不全治療薬F573は、F647、F351に続く3つ目の新薬候補物であります。F573は、強力な肝細胞死阻害剤として米国企業Epicept社が開発したジペプチドミミックを基に、過去3年に亘り体系的に前臨床試験を行って参りました。その結果、様々な肝不全動物モデルにおいて、F573が強力な細胞死の阻害並びに生存率改善を示した事を受け、7月7日に上海食品薬品监督管理局（FDA）に対し、治験許可（IND）申請書を提出いたしました。

上記の結果、当第3四半期連結会計期間の売上高は、前年同四半期より104,896千円減少し、13,300千円、営業損失は、前年同四半期より86,785千円増加し93,694千円、経常損失は、前年同四半期より83,613千円増加し89,049千円となりました。四半期純損失は、前年同四半期より81,777千円増加し、87,272千円となりました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末に比べて318,081千円増加し、1,262,662千円となりました。負債は、前連結会計年度末に比べて392,695千円増加し、438,618千円となりました。純資産は、前連結会計年度末に比べて91,852千円減少し、824,044千円となりました。純資産の増減は、主に第3四半期連結会計期間において、306,835千円の四半期純損失を計上したことによる減少によります。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第3四半期連結会計期間において、営業活動により増加した資金は、前年同四半期より37,868千円増加し、33,490千円となりました。主要な減少項目は税金等調整前四半期純損失88,739千円であり、主要な増加項目は、のれん償却額20,158千円、株式報酬費用の6,207千円であります。投資活動による資金の減少は、前年同四半期より38,736千円増加し、39,173千円となりました。減少項目は子会社株式の取得による支出37,519千円であります。

この結果、当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、前第3四半期連結会計期間末に比べ、70,102千円増加し531,227千円となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更はありません。また新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間の研究開発費の総額は20,686千円であります。

なお、当第3四半期連結会計期間において、研究開発活動の状況の重要な変更はありません。

(臨床開発)

当社グループは、自社が保有する特発性肺線維症・放射線性肺炎治療薬F647については、特発性肺線維症（IPF）治療薬に関して、中国国家食品薬品监督管理局（SFDA）の新薬承認を取得し、さらに製造販売許可取得のため、医薬品製造品質管理基準であるGMP認定を得た製造設備を保有する中国法人北京コンチネント薬業有限公司（BC社）を子会社化し、製造販売許可申請の準備を行っております。

これらに続く創薬候補物のF351（肝線維症治療薬）は、イーピーエス株式会社（東証一部上場企業）との合弁会社であるGNI-EPH Pharmaceuticals, Incにて中国における第2相臨床試験の準備を進めております。

急性肝不全・慢性肝不全急性化治療薬F573（旧F1013）は、強力な肝細胞死阻害剤として米国企業Epicept社が開発したジペプチドミミックを基に、過去3年に亘り体系的に前臨床試験を行って参りました。その結果、様々な肝不全動物モデルにおいて、F573が強力な細胞死の阻害並びに生存率改善を示した事を受け、上海食品薬品监督管理局（FDA）に対し、治験許可（IND）申請書を提出いたしました。

さらに医薬品のパイプラインの充実を図るために、自社開発に加え創薬候補物の外部からライセンスングも積極的に取り組んで参ります。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、以下を除いて主要な設備に重要な異動はありません。

当第3四半期連結会計期間において、当社は在外子会社北京コンチネント薬業有限公司を子会社化したため、北京コンチネント薬業有限公司の設備が主要な設備となりました。当該設備の状況は以下のとおりであります。

平成23年9月30日現在

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類 別セグ メントの 名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
				建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	借地権 (面積㎡)	その他	合計	
北京コン チネント 薬業有限 公司	本社及び 工場	製薬	製薬関連	91,973	11,860	279,193 (20,056)	8,064	391,092	58

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	243,527,000
計	243,527,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年11月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	90,282,831	90,282,831	東京証券取引所 (マザーズ)	単元株式数は、1,000株で あります。
計	90,282,831	90,282,831		

(2) 【新株予約権等の状況】

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成16年6月29日定時株主総会決議および平成16年7月12日取締役会決議（第5回新株予約権プランB）

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成23年9月30日)
新株予約権の数(個)	5 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	55
新株予約権の行使期間	自 平成17年7月1日 至 平成26年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 55 資本組入額 27.5
新株予約権の行使の条件	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却される時、または()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

平成16年6月29日定時株主総会決議および平成17年6月13日取締役会決議（第5回新株予約権プランF）

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成23年9月30日)
新株予約権の数(個)	50(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	50,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	110
新株予約権の行使期間	優遇税制適用の場合 自平成19年6月28日 至平成26年6月29日 優遇税制適用外の場合 自平成18年6月28日 至平成26年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 110 資本組入額 55
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却される時、または()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

平成17年6月30日定時株主総会決議および平成18年1月20日取締役会決議（第6回新株予約権プランD）

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成23年9月30日)
新株予約権の数(個)	500 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	500,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	140
新株予約権の行使期間	自平成19年1月21日 至平成27年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 140 資本組入額 70
新株予約権の行使の条件	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却される時、または()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

平成17年6月30日定時株主総会決議および平成18年4月19日取締役会決議（第6回新株予約権プランE）

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成23年9月30日)
新株予約権の数(個)	12(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	12,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	140
新株予約権の行使期間	自平成19年4月20日 至平成27年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 140 資本組入額 70
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却される時、または()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成18年6月20日定時株主総会決議および平成18年8月14日取締役会決議（第15回新株予約権）

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成23年9月30日)
新株予約権の数(個)	4 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	140
新株予約権の行使期間	自平成20年8月15日 至平成28年6月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 140 資本組入額 70
新株予約権の行使の条件	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。その地位を喪失したときに行使資格を喪失したものとみなす。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

行使期間を条件として、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権を行使することができる。「権利行使可能数」とは、平成18年3月16日の1年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当を受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日において割当を受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。ただし、()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときは除く)、()当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却されるとき、又は()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。

平成18年6月20日定時株主総会決議および平成19年3月13日取締役会決議（第20回新株予約権）

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成23年9月30日)
新株予約権の数(個)	2(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	220
新株予約権の行使期間	自平成21年3月14日 至平成28年6月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 220 資本組入額 110
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。その地位を喪失したときに行使資格を喪失したものとみなす。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

行使期間を条件として、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権を行使することができる「権利行使可能数」とは、平成19年1月22日の1年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当を受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日において割当を受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。ただし、()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却される時、又は()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。

平成20年6月24日定時株主総会決議および平成20年7月22日取締役会決議（第24回新株予約権）

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成23年9月30日)
新株予約権の数(個)	280 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	280,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	35
新株予約権の行使期間	自平成22年8月7日 至平成30年8月6日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 35 資本組入額 17.5
新株予約権の行使の条件	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の取締役若しくは従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該行使資格を失った場合には1年間)に限り、新株予約権を行使することができる。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合には、その後も新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、相続人が新株予約権を行使することができる。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。

平成20年6月24日定時株主総会決議および平成20年11月20日取締役会決議（第25回新株予約権）

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成23年9月30日)
新株予約権の数(個)	30(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	30,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	9
新株予約権の行使期間	自平成21年11月21日 至平成30年11月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 9 資本組入額 4.5
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

()当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転契約が株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社の新株予約権が新たに発行される場合を除く)、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却される時、又は()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得する時には、下記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のもの全てを行使することができる。

新株予約権の割当時において、当社の取引先又はコンサルタント等の当社協力先であった新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社の取引先又はコンサルタント等の当社協力先の地位にあることを要する。その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

平成20年6月24日定時株主総会決議および平成20年12月19日取締役会決議（第26回新株予約権）

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成23年9月30日)
新株予約権の数(個)	50(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	50,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	10
新株予約権の行使期間	自平成21年12月20日 至平成30年12月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 10 資本組入額 5
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

()当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転契約が株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社の新株予約権が新たに発行される場合を除く)、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却される時、又は()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、下記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のもの全てを行使することができる。

新株予約権の割当時において、当社の取引先又はコンサルタント等の当社協力先であった新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社の取引先又はコンサルタント等の当社協力先の地位にあることを要する。その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

平成21年6月17日定時株主総会決議および平成21年6月22日取締役会決議（第27回新株予約権）

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成23年9月30日)
新株予約権の数(個)	2,780 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,780,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	34
新株予約権の行使期間	自平成23年6月23日 至平成31年6月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 34 資本組入額 17
新株予約権の行使の条件	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

()当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社の新株予約権が新たに発行される場合を除く。)、()当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却される時、又は()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、新株予約権の行使期間にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当てを受けた新株予約権のうち未行使のもの全てを行使することができる。

新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の取締役若しくは従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該行使資格を失った場合には1年間)に限り、新株予約権を行使することができる。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合には、その後も新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、相続人が新株予約権を行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。

平成21年6月17日定時株主総会決議および平成21年6月22日取締役会決議（第28回新株予約権）

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成23年9月30日)
新株予約権の数(個)	490(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	490,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	34
新株予約権の行使期間	自平成22年6月23日 至平成31年6月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 34 資本組入額 17
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

()当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社の新株予約権が新たに発行される場合を除く。)、(ii)当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却される時、又は(iii)当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときは、新株予約権の行使期間にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当てを受けた新株予約権のうち未行使のもの全てを行使することができる。

新株予約権の割当てにおいて、当社又は当社子会社の従業員であった新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。

新株予約権の割当てにおいて、当社の取引先又はコンサルタント等の当社協力先であった新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社の取引先又はコンサルタント等の当社協力先の地位にあることを要する。

新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、相続人が新株予約権を行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

平成21年6月17日定時株主総会決議および平成21年6月22日取締役会決議（第29回新株予約権）

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成23年9月30日)
新株予約権の数(個)	590 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	590,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	34
新株予約権の行使期間	自平成22年6月23日 至平成31年6月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 34 資本組入額 17
新株予約権の行使の条件	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

() (x)当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認されたとき、又は(y)当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認されたとき(ただし、いずれの場合でも、存続会社又は当社の完全親会社の新株予約権が新たに発行される場合を除く。)、(ii)当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却される時、又は(iii)当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、新株予約権の行使期間にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当てを受けた新株予約権のうち未行使のもの全てを行使することができる。

新株予約権の行使期間内において、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権を行使することができる。

「権利行使可能数」とは、2009年6月22日の1年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当てを受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日において割当てを受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。

新株予約権の割当てにおいて、当社又は当社子会社の従業員であった新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該行使資格を失った場合には1年間)に限り、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、相続人が新株予約権を行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

平成22年 3月26日定時株主総会決議および平成22年 3月26日取締役会決議（第31回新株予約権）

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成23年 9月30日)
新株予約権の数（個）	1,540（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	1,540,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	33
新株予約権の行使期間	自平成24年 3月27日 至平成32年 3月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 33 資本組入額 16.5
新株予約権の行使の条件	（注）2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

（注）1．新株予約権 1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2．新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

（ ）当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認されたとき（ただし、存続会社又は当社の完全親会社の新株予約権が新たに発行される場合を除く。）、（ ）当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却される時、又は（ ）当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得する時には、新株予約権の行使期間にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当てを受けた新株予約権のうち未行使のもの全てを行使することができる。

新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても当社の取締役、もしくは従業員、当社の子会社もしくは関係会社の取締役もしくは従業員の地位（以下「行使資格」という。）にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。ただし、当該行使資格を失った後も3ヶ月間（身体又は精神上の障害により当該行使資格を失った場合には1年間）に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合には、その後も新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、相続人が新株予約権を行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。

平成22年3月26日定時株主総会決議および平成22年3月26日取締役会決議（第32回新株予約権）

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成23年9月30日)
新株予約権の数(個)	200 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	200,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	33
新株予約権の行使期間	自平成23年3月27日 至平成32年3月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 33 資本組入額 16.5
新株予約権の行使の条件	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

()当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社の新株予約権が新たに発行される場合を除く。)、(ii)当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却される時、又は(iii)当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得する時には、新株予約権の行使期間にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当てを受けた新株予約権のうち未行使のもの全てを行使することができる。

新株予約権の割当てにおいて、当社の取引先又はコンサルタント等の当社協力先であった新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社の取引先又はコンサルタント等の当社協力先の地位にあることを要する。

新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、相続人が新株予約権を行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

平成22年3月26日定時株主総会決議および平成22年3月26日取締役会決議（第33回新株予約権）

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成23年9月30日)
新株予約権の数(個)	60(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	60,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	33
新株予約権の行使期間	自平成23年3月27日 至平成32年3月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 33 資本組入額 16.5
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

() (x)当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認されたとき、又は(y)当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認されたとき(ただし、いずれの場合でも、存続会社又は当社の完全親会社の新株予約権が新たに発行される場合を除く。)、(ii)当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却される時、又は(iii)当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、新株予約権の行使期間にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当てを受けた新株予約権のうち未行使のもの全てを行使することができる。

新株予約権の行使期間内において、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権を行使することができる。「権利行使可能数」とは、2010年3月26日の1年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当てを受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日において割当てを受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。

新株予約権の割当てにおいて、当社又は当社子会社の従業員であった新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該行使資格を失った場合には1年間)に限り、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、相続人が新株予約権を行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

会社法第236条、第238条および第240条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。
平成23年3月28日取締役会決議（第34回新株予約権）

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成23年9月30日)
新株予約権の数(個)	1,910 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,910,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	22
新株予約権の行使期間	自平成23年5月12日 至平成28年5月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 22 資本組入額 11
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

下記及びに掲げる条件が全て満たされた場合に初めて新株予約権を行使することができる。

i) 当社の平成23年12月期乃至平成26年12月期のいずれかの監査済みの連結損益計算書における経常利益が2億円以上計上されること。

ii) 権利行使期間中において、当社の株式会社東京取引所マザーズ市場における普通株式の普通取引終値が、一度でも権利行使価額に130%を乗じた価格以上となること。

() (x) 当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認されたとき、又は(y) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認されたとき(ただし、いずれの場合でも、存続会社又は当社の完全親会社の新株予約権が新たに発行される場合を除く。)、(ii) 当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却される時、又は(iii) 当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、新株予約権の行使期間にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当てを受けた新株予約権のうち未行使のもの全てを行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、相続人が新株予約権を行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年7月1日～ 平成23年9月30日	-	90,282	-	3,081	-	3,041

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成23年6月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成23年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 90,265,000	90,265	
単元未満株式	普通株式 15,831		
発行済株式総数	90,282,831		
総株主の議決権		90,265	

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄には、証券保管振替機構名義の株式が14,000株含まれております。「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数14個が含まれております。

【自己株式等】

平成23年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ジーエヌアイ グループ	東京都新宿区西新宿 三丁目7番1号	2,000		2,000	0.00
計		2,000		2,000	0.00

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成23年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	29	29	28	26	30	28	34	82	215
最低(円)	26	26	13	22	25	24	25	25	64

注) 株価は、東京証券取引所マザーズ市場におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

(注) 当社は委員会設置会社であります。委員会体制につきましては、次のとおりであります。

指名委員会	イン・ルオ ヤン・ホフラック リウエン・ウ
監査委員会	指輪 英明 安川 定之 リウエン・ウ
報酬委員会	片岡 隆志 指輪 英明 ワンショウ・グオ

第5 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間(平成22年7月1日から平成22年9月30日まで)及び前第3四半期連結累計期間(平成22年1月1日から平成22年9月30日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間(平成23年7月1日から平成23年9月30日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成23年1月1日から平成23年9月30日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間(平成22年7月1日から平成22年9月30日まで)及び前第3四半期連結累計期間(平成22年1月1日から平成22年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、明誠監査法人により四半期レビューを受けております。当第3四半期連結会計期間(平成23年7月1日から平成23年9月30日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成23年1月1日から平成23年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、三優監査法人により四半期レビューを受けております。

なお、当社の監査法人は次のとおり交代しております。

前連結会計年度 明誠監査法人

当第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間 三優監査法人

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成23年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	531,227	554,894
受取手形及び売掛金	1 32,167	132,149
たな卸資産	2 56,138	2 34,133
その他	29,914	47,175
貸倒引当金	5,987	1,077
流動資産合計	643,460	767,276
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	4 92,508	895
機械及び装置(純額)	40,098	33,628
車両運搬具(純額)	1,319	-
工具、器具及び備品(純額)	7,176	7,707
建設仮勘定	5,385	-
有形固定資産合計	3 146,488	3 42,231
無形固定資産		
のれん	173,895	141,106
ソフトウェア	1,275	627
借地権	4 279,193	-
その他	13,336	9,179
無形固定資産合計	467,701	150,913
投資その他の資産		
長期前払費用	129	-
敷金及び保証金	4,882	-
その他	-	1,398
投資その他の資産合計	5,011	1,398
固定資産合計	619,201	194,543
資産合計	1,262,662	961,819
負債の部		
流動負債		
買掛金	42,555	12,240
短期借入金	4 71,968	-
1年内返済予定の長期借入金	4,167	-
未払金	25,407	10,274
未払費用	8,309	5,502
未払法人税等	28,519	3,081
賞与引当金	5,397	-
返品調整引当金	896	-
その他	25,510	14,823

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成23年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年12月31日)
流動負債合計	212,731	45,922
固定負債		
長期借入金	225,886	-
固定負債合計	225,886	-
負債合計	438,618	45,922
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,081,107	3,079,924
資本剰余金	3,041,107	3,039,924
利益剰余金	5,591,480	5,284,645
自己株式	126	126
株主資本合計	530,607	835,076
評価・換算差額等		
為替換算調整勘定	50,377	42,059
評価・換算差額等合計	50,377	42,059
新株予約権	166,422	122,879
少数株主持分	177,391	-
純資産合計	824,044	915,896
負債純資産合計	1,262,662	961,819

(2)【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年9月30日)
売上高	159,558	53,332
売上原価	47,639	37,543
売上総利益	111,919	15,788
販売費及び一般管理費	₁ 367,327	₁ 337,461
営業損失()	255,408	321,672
営業外収益		
受取利息	927	336
為替差益	2,916	-
補助金収入	2,656	-
賃貸収入	-	931
受取手数料	-	317
その他	225	-
営業外収益合計	6,725	1,585
営業外費用		
為替差損	-	628
株式交付費	2,895	-
その他	48	14
営業外費用合計	2,944	643
経常損失()	251,627	320,730
特別利益		
貸倒引当金戻入額	991	-
新株予約権戻入益	52	-
前期損益修正益	-	5,182
特別利益合計	1,043	5,182
特別損失		
前期損益修正損	-	1,202
減損損失	₂ 2,117	-
特別損失合計	2,117	1,202
税金等調整前四半期純損失()	252,700	316,750
法人税、住民税及び事業税	907	907
法人税等合計	907	907
少数株主損益調整前四半期純損失()	-	317,658
少数株主損失()	-	10,822
四半期純損失()	253,608	306,835

【第3四半期連結会計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成23年7月1日 至平成23年9月30日)
売上高	118,197	13,300
売上原価	11,299	11,822
売上総利益	106,897	1,478
販売費及び一般管理費	113,807	95,172
営業損失()	6,909	93,694
営業外収益		
受取利息	313	134
為替差益	1,122	3,578
賃貸収入	-	931
その他	37	-
営業外収益合計	1,473	4,644
経常損失()	5,436	89,049
特別利益		
貸倒引当金戻入額	243	121
前期損益修正益	-	301
特別利益合計	243	422
特別損失		
前期損益修正損	-	112
特別損失合計	-	112
税金等調整前四半期純損失()	5,192	88,739
法人税、住民税及び事業税	302	302
法人税等合計	302	302
少数株主損益調整前四半期純損失()	-	89,042
少数株主損失()	-	1,769
四半期純損失()	5,495	87,272

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純損失()	252,700	316,750
減価償却費	16,718	9,344
のれん償却額	79,840	60,474
賞与引当金の増減額(は減少)	4,731	992
株式報酬費用	64,269	43,602
受取利息	927	336
為替差損益(は益)	1,603	657
減損損失	2,117	-
貸倒引当金の増減額(は減少)	-	5,090
株式交付費	2,895	-
売上債権の増減額(は増加)	92,589	106,868
たな卸資産の増減額(は増加)	310	1,034
仕入債務の増減額(は減少)	3,021	858
その他の流動資産の増減額(は増加)	5,615	21,498
その他の流動負債の増減額(は減少)	9,740	4,331
その他	2,210	5,905
小計	183,086	78,971
利息の受取額	937	304
法人税等の還付額	15	-
法人税等の支払額	395	234
営業活動によるキャッシュ・フロー	182,528	78,901
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	1,497	2,656
有形固定資産の売却による収入	-	271
無形固定資産の取得による支出	-	560
子会社株式の取得による支出	-	37,519
その他	300	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,797	40,465
財務活動によるキャッシュ・フロー		
新株予約権の発行による収入	-	45
少数株主からの払込みによる収入	-	100,000
株式の発行による収入	226,304	2,366
自己株式の取得による支出	44	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	226,260	102,411
現金及び現金同等物に係る換算差額	6,992	6,712
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	34,942	23,667
現金及び現金同等物の期首残高	426,182	554,894
現金及び現金同等物の四半期末残高	461,124	531,227

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年9月30日)
(連結の範囲に関する事項の変更) (1) 連結の範囲の変更 当第3四半期連結会計期間より、新たに取得した北京コンチネント薬業有限公司を連結の範囲に含めております。 (2) 変更後の連結子会社の数 3社

【表示方法の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年9月30日)
(四半期連結貸借対照表関係) 前第3四半期連結累計期間において、有形固定資産の「建物附属設備」として表示していたものは、当四半期より子会社が増し建物が増加したため、当第3四半期連結累計期間より「建物及び構築物」として区分表示しております。なお、前第3四半期連結累計期間の「建物附属設備」は895百万円であります。 (四半期連結損益計算書関係) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月16日)に基づく財務諸表規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純損失()」の科目を表示しております。

当第3四半期連結会計期間 (自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日)
(四半期連結貸借対照表関係) 前第3四半期連結会計期間において、投資その他の資産の「その他」に含めていた「敷金及び保証金」は重要性が増加したため、当第3四半期連結会計期間では区分掲記することとしております。なお、前第3四半期連結会計期間の投資その他の資産の「その他」に含まれる「敷金及び保証金」は、1,098千円であります。 前第3四半期連結会計期間において、有形固定資産の「建物附属設備」として表示していたものは、当四半期より子会社が増し建物が増加したため、当第3四半期連結会計期間より「建物及び構築物」として区分表示しております。なお、前第3四半期連結累計期間の「建物附属設備」は895百万円であります。 (四半期連結損益計算書関係) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月16日)に基づく財務諸表規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純損失()」の科目を表示しております。

【簡便な会計処理】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年9月30日)
(固定資産の減価償却費の算定方法) 定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成23年9月30日)		前連結会計年度末 (平成22年12月31日)	
1	手形割引高及び裏書譲渡高 受取手形裏書譲渡高 7,495千円		
2	商品及び製品 18,708千円 仕掛品 9,036千円 原材料及び貯蔵品 28,393千円	2	商品及び製品 10,386千円 仕掛品 4,971千円 原材料及び貯蔵品 18,775千円
3	有形固定資産の減価償却累計額 239,722千円	3	有形固定資産の減価償却累計額 181,572千円
4	担保提供資産 以下の資産を借入金の担保に供しております。 建物及び構築物 51,674千円 借地権 279,193千円 <hr/> 合計 330,868千円 対応する債務 短期借入金 71,968千円		

(四半期連結損益計算書関係)

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年9月30日)																		
<p>1 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">4,731千円</td> </tr> <tr> <td>のれん償却額</td> <td style="text-align: right;">79,840千円</td> </tr> </table> <p>2 減損損失</p> <p>当社は、当第3四半期連結累計期間において、遊休化する以下の固定資産について減損損失を計上しております。</p> <p>(1) 減損損失を認識した主な資産</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">場所</th> <th style="width: 15%;">用途</th> <th style="width: 50%;">種類</th> <th style="width: 15%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京</td> <td>遊休資産</td> <td>工具、器具及び備品</td> <td style="text-align: right;">2,117千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 資産のグルーピングの方法</p> <p>原則として事業の種類別セグメント単位（単一）とし、遊休資産について個別物件単位でグルーピングしております。</p> <p>(3) 減損損失の認識に至った経緯</p> <p>遊休状態にあり今後の使用目処が立っていない固定資産に対し、減損損失を計上いたしました。</p> <p>(4) 回収可能額の算定方法</p> <p>上記資産については、回収可能性が認められないため帳簿価額を全額減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。</p>	賞与引当金繰入額	4,731千円	のれん償却額	79,840千円	場所	用途	種類	金額	東京	遊休資産	工具、器具及び備品	2,117千円	<p>1 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">5,559千円</td> </tr> <tr> <td>研究開発費</td> <td style="text-align: right;">71,243千円</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">5,711千円</td> </tr> </table>	賞与引当金繰入額	5,559千円	研究開発費	71,243千円	貸倒引当金繰入額	5,711千円
賞与引当金繰入額	4,731千円																		
のれん償却額	79,840千円																		
場所	用途	種類	金額																
東京	遊休資産	工具、器具及び備品	2,117千円																
賞与引当金繰入額	5,559千円																		
研究開発費	71,243千円																		
貸倒引当金繰入額	5,711千円																		

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日)										
<p>1 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">3,539千円</td> </tr> <tr> <td>研究開発費</td> <td style="text-align: right;">31,558千円</td> </tr> </table>	賞与引当金繰入額	3,539千円	研究開発費	31,558千円	<p>1 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">1,809千円</td> </tr> <tr> <td>のれん償却額</td> <td style="text-align: right;">20,158千円</td> </tr> <tr> <td>研究開発費</td> <td style="text-align: right;">20,686千円</td> </tr> </table>	賞与引当金繰入額	1,809千円	のれん償却額	20,158千円	研究開発費	20,686千円
賞与引当金繰入額	3,539千円										
研究開発費	31,558千円										
賞与引当金繰入額	1,809千円										
のれん償却額	20,158千円										
研究開発費	20,686千円										

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年9月30日)												
<p>1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p style="text-align: right;">平成22年9月30日現在</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金</td> <td style="text-align: right;">498,713千円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超える定期預金</td> <td style="text-align: right;">37,588千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">461,124千円</td> </tr> </table>	現金及び預金	498,713千円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金	37,588千円		461,124千円	<p>1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p style="text-align: right;">平成23年9月30日現在</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金</td> <td style="text-align: right;">531,227千円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超える定期預金</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">531,277千円</td> </tr> </table>	現金及び預金	531,227千円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金	-		531,277千円
現金及び預金	498,713千円												
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	37,588千円												
	461,124千円												
現金及び預金	531,227千円												
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	-												
	531,277千円												

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成23年9月30日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成23年1月1日至平成23年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	90,282,831

2. 自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	2,900

3. 新株予約権の四半期連結会計期間末残高等
ストック・オプションとしての新株予約権

会社名	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数 (株)	当第3四半期 連結会計期間末残高 (千円)
提出会社	普通株式	6,593,000	166,422
連結子会社			
合計		6,593,000	166,422

(注) 目的となる株式の数のうち、新株予約権を行使することができる期間の初日が到来していないものが、1,540,000株(33,494千円)あります。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

5. 株主資本の著しい変動

平成15年6月19日に発行した新株予約権のうち、未行使新株予約権の全数(500個、500,000株)が第2四半期連結累計期間において行使され、資本金及び資本準備金がそれぞれ1,183千円増加いたしました。この結果、当第3四半期連結会計期間末において、資本金が3,081,107千円、資本準備金が3,041,107千円となっております。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成22年7月1日至平成22年9月30日)及び前第3四半期連結累計期間(自平成22年1月1日至平成22年9月30日)

当社及び連結子会社は、創薬事業会社として、同一セグメントに属する事業を行っており、当該事業以外に事業の種類がないため該当事項はありません。

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成22年7月1日至平成22年9月30日)

	日本 (千円)	中国 (千円)	計 (千円)	消去 又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する 売上高	105,514	12,683	118,197		118,197
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,773	5,014	6,787	(6,787)	
計	107,288	17,697	124,985	(6,787)	118,197
営業利益または 営業損失()	48,978	55,688	6,709	(199)	6,909

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域
中国

前第3四半期連結累計期間(自平成22年1月1日至平成22年9月30日)

	日本 (千円)	中国 (千円)	計 (千円)	消去 又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する 売上高	110,447	49,110	159,558		159,558
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	7,368	9,207	16,576	(16,576)	
計	117,816	58,318	176,135	(16,576)	159,558
営業損失()	70,409	185,768	256,178	769	255,408

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域
中国

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間(自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)

	中国	東南アジア	米国	欧州	計
海外売上高(千円)	5,791	3	30	6,860	12,684
連結売上高(千円)					118,197
連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	4.9	0.0	0.0	5.8	10.7

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域
(1) 中国
(2) 東南アジア・・・シンガポール
(3) 米国
(4) 欧州・・・オランダ、スイスなど
3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

前第3四半期連結累計期間(自 平成22年1月1日 至 平成22年9月30日)

	中国	東南アジア	米国	欧州	その他	計
海外売上高(千円)	19,341	7,742	1,752	20,185	89	49,110
連結売上高(千円)						159,558
連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	12.1	4.8	1.1	12.6	0.0	30.8

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域
(1) 中国
(2) 東南アジア・・・シンガポール
(3) 米国
(4) 欧州・・・オランダ、スイスなど
(5) その他・・・イスラエルなど
3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち、分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、創薬事業会社の単一事業であり、国内においては当社が、海外においては中国を Shanghai Genomics, Inc. および GNI-EPS Pharmaceuticals, Inc. がそれぞれ担当しております。したがって、当社グループは、研究開発・販売体制を基礎とした地域別のセグメントから構成されており、「日本」と「中国」の2つを報告セグメントとしております。各報告セグメントでは、創薬事業、受託研究などを行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期連結累計期間（自平成23年1月1日 至平成23年9月30日）

（単位：千円）

	日本	中国	合計	調整額 (注) 1	四半期連結損益計 算書上計上額 (注) 2
売上高					
(1) 外部顧客への売上高	14,781	38,551	53,332		53,332
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	5,073	12,408	17,481	(17,481)	
計	19,854	50,959	70,814	(17,481)	53,332
セグメント損失()	142,156	180,531	322,687	1,015	321,672

(注) 1. セグメント損失の調整額は、セグメント間取引消去であります。

2. セグメント損失は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

当第3四半期連結会計期間（自平成23年7月1日 至平成23年9月30日）

（単位：千円）

	日本	中国	合計	調整額 (注) 1	四半期連結損益計 算書上計上額 (注) 2
売上高					
(1) 外部顧客への売上高	4,339	8,961	13,300		13,300
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,649	3,567	5,217	(5,217)	
計	5,989	12,529	18,518	(5,217)	13,300
セグメント損失()	39,183	55,163	94,346	651	93,694

(注) 1. セグメント損失の調整額は、セグメント間取引消去であります。

2. セグメント損失は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

固定資産についての重要な減損損失の認識、又はのれんの金額に重要な影響を及ぼす事象はありません。

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期連結会計期間（自平成23年7月1日 至平成23年9月30日）

1 当第3四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費（株式報酬費用）6,207千円

2 当第3四半期連結会計期間中に権利不行使による失効により利益として計上した金額

該当事項なし

(企業結合等関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成23年7月1日至平成23年9月30日)
北京コンチネント薬業有限公司の連結子会社化

当社は、中国国家食品薬品监督管理局(SFDA)より新薬承認された特発性肺線維症(IPF)治療薬F647(以下「F647(IPF)」)の製造拠点確保のため、北京コンチネント薬業有限公司(本社:中国・北京、会長リ・リー以下「BC社」)の出資持分を取得し子会社化する事を、平成23年7月13日に決議し、同年8月26日に出資が完了しました。これにより、当社はBC社を連結子会社といたしました。取得による企業結合の概要は、次のとおりであります

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称:北京コンチネント薬業有限公司

事業の内容:医薬品開発・製造・販売

(2) 企業結合を行った主な理由

当社は新薬承認されたF647(IPF)の中国における医薬品製造販売を目指しており、その製造許可を得るためには、医薬品製造品質管理基準であるGMP認定を得た製造設備を自社で準備する必要があるため、同設備を有しているBC社を連結子会社化いたしました。

(3) 企業結合日

平成23年9月30日

(4) 企業結合の法的形式

第三者割当増資の引受けによる連結子会社化

(5) 結合後企業の名称

変更無し

(6) 取得した議決権比率

企業結合日に取得した議決権比率 51%

取得後の議決権比率 51%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社がBC社の議決権の過半数を取得したためであります。

2. 四半期連結会計期間及び四半期連結累計期間に掛かる四半期連結損益計算書に含まれている被取得企業の業績の期間

平成23年9月30日をみなし取得日としているため、BC社の業績は連結損益計算書には含めておらず、当四半期末の連結貸借対照表には含めております。

3. 被取得企業の取得原価及びその内訳

企業結合日にBC社へ出資した出資金	185,077千円
被取得企業の取得原価	185,077千円

4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

93,262千円

(2) 発生原因

取得原価とBC社に係る当社持分相当額との差額をのれんとして処理しております。

(3) 償却方法及び償却期間

効果の及ぶ期間にわたって均等償却いたします。なお、償却期間については、取得原価の配分の結果を踏まえて決定する予定であります。

5. 企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定した場合の当四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に及ぼす影響の概算額

売上高	91,837千円
経常利益	34,874千円
四半期純利益	35,171千円

(注) BC社の平成23年1月1日から平成23年9月30日までの経営成績により算出しております。なお、実際に企業結合が連結会計年度開始の日に完了した場合の経営成績を示すものではありません。また、上記情報につきましては、三優監査法人の監査証明を受けておりません。

(金融商品関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成23年9月30日)

以下の科目について、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度末の末日に比べて著しい変動が認められます。

(単位:千円)

科目	四半期連結貸借対照表計上額	時価	差額	時価の算定方法
受取手形及び売掛金	32,167	32,167		(注)1
短期借入金	71,968	71,240	728	(注)2
1年内返済予定の長期借入金	4,167	3,133	1,033	(注)2
長期借入金	225,886	186,777	39,108	(注)2

- (注)1. 受取手形及び売掛金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
2. 借入金は元入金の合計額を、同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成23年9月30日)		前連結会計年度末 (平成22年12月31日)	
1株当たり純資産額	5円32銭	1株当たり純資産額	8円83銭

2. 1株当たり四半期純利益金額等

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年9月30日)		当第3四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年9月30日)	
1株当たり四半期純損失金額	2円84銭	1株当たり四半期純損失金額	3円41銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	

(注)1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2. 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年9月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純損失(千円)	253,608	306,835
普通株式に係る四半期純損失(千円)	253,608	306,835
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式の期中平均株式数(株)	89,384,958	90,030,847
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	新株予約権16種類(新株予約権の数7,126個)なお、新株予約権の概要は、「第4提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権16種類(新株予約権の数8,503個)なお、新株予約権の概要は、「第4提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成23年7月1日 至平成23年9月30日)
1株当たり四半期純損失金額 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	0円06銭 0円97銭

- (注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。
2 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎

項目	前第3四半期連結会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成23年7月1日 至平成23年9月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純損失(千円)	5,495	87,272
普通株式に係る四半期純損失(千円)	5,495	87,272
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式の期中平均株式数(株)	89,779,931	90,279,931
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	新株予約権16種類(新株予約権の数7,126個)なお、新株予約権の概要は、第4提出会社の状況、1株等々の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権16種類(新株予約権の数8,503個)なお、新株予約権の概要は、「第4提出会社の状況、1株等々の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(リース取引関係)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年11月15日

株式会社ジーエヌアイ
取締役会 御中

明誠監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 高尾 秀四郎 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 市原 豊 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 淵上 敦至 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジーエヌアイの平成22年1月1日から平成22年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成22年7月1日から平成22年9月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成22年1月1日から平成22年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ジーエヌアイ及び連結子会社の平成22年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年11月14日

株式会社ジーエヌアイグループ
取締役会 御中

三優監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 杉田 純 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 海藤 丈二 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジーエヌアイグループの平成23年1月1日から平成23年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成23年7月1日から平成23年9月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成23年1月1日から平成23年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ジーエヌアイグループ及び連結子会社の平成23年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。